

## 「こども性暴力防止法」の施行に伴う実習に関するお知らせ

こども性暴力防止法の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

これに伴い、教職課程を履修する学生及び保育士資格等の免許・資格の取得を希望する学生が実習施設にて行う実習において、実習施設（事業者）から性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、出願・入学前にご確認いただきたい留意点をお知らせします。

なお、実習以外（インターンシップやボランティア活動等）においても事業者から性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。

### 【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人からこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。
- こどもと接する実習ができないことにより、下記の本学で取得可能な教員免許状、保育士資格等の免許・資格の取得ができなくなる可能性があります。

### <本学で取得可能な免許・資格>

国際地域学部国際地域学科	人間生活学部子ども学科	人間生活学部健康栄養学科
中学校一種免許状（英語）	幼稚園教諭一種免許状	栄養教諭一種免許状
高等学校一種免許状（英語）	保育士資格 社会福祉士国家試験受験資格	栄養士免許 管理栄養士国家試験受験資格

### 【参考】

制度の詳細については、こども家庭庁のウェブサイトをご覧ください。

こども家庭庁「こども性暴力防止法」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

### <お問い合わせ先>

新潟県立大学 教務学生課

TEL:025-270-1302

mail:kyougaku@unii.ac.jp